平成２４年（フ）第４８２号
神奈川県平塚市山下563番地の３、前住所神奈川県平塚市虹ケ浜６番16号
債務者　原田　雅之
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６１９号
名古屋市中村区草薙町３丁目70番地　ＫＫマンション101号
債務者　新島　一輝
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８９号
愛知県弥富市鎌島１丁目５番地29
債務者　舌古　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県西脇市野村町1389番地の10
債務者　竹中みゆき（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２８６５号
福岡市早良区原３丁目９番25号
債務者　本村　廉典
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２９７号
福岡県春日市惣利４丁目100番地
債務者　中山　理恵
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０３号
福岡市城南区別府１丁目15番22―107号
債務者　佐々木秀彦
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４２号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目４番１―303号
債務者　今野　　高
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４２号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3680番地16梅の木荘101
債務者　尾方　　都
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1037番地ビッグバレーＥ棟201号
債務者　谷岡　義隆
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１３号
福岡市南区大楠１丁目14番19号
債務者　芳野　幸次
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３０号
福岡市中央区大名１丁目９番45―405号
債務者　古閑　由香
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６２号
福岡県古賀市天神３丁目13番22号
債務者　下田　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０５号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―904号
債務者　田崎　裕美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９２号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―301号
債務者　百田　国広
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９８号
福岡市東区箱崎１丁目９番16号
債務者　深田志津加（旧姓久原）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２２号
福岡市東区松島５丁目11番１―306号
債務者　大原　友晴
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋560番地１アネックス内橋Ｃ206号
債務者　原　サツキ
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部